Face to Face

2007年10月版

フコク生命定額年金

しんきんらいふ年金F

災害死亡給付金付個人年金保険

一時払型

商品パンフレット・契約締結前交付書面（「ご契約の概要・注意喚起情報」等）
ご契約の際には、本書面と「ご契約のしおり－定款・約款」をご確認ください。

自分のことだから、将来のことも真剣に考えたい。
しんきんらいふ年金Fは、あなたの豊かなセカンドライフを応援します。

個人年金保険のお申込は当金庫へ。

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

1.当保険は、預金保険制度の対象ではありません。
2.当保険は預金と異なり元本の保証はありません。

引受保険会社
フコク生命

今から始めましょう、未来のライフプラン。

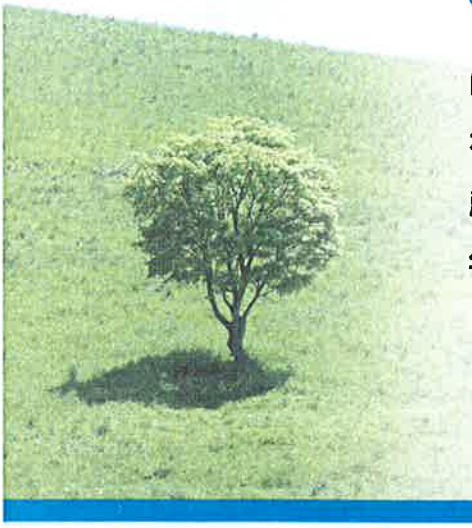

ゆとりある老後のための資産づくりはもはや欠かせないもの。7つの特徴を持ったしんきんらいふ年金Fはあなたのゆとりあるセカンドライフの資産形成に役立ちます。また、ライフスタイルの変化に合わせて年金の型や年金開始年齢の変更も可能です。充実のセカンドライフの資産形成を、しんきんらいふ年金Fがお手伝いします。

フコク生命定額年金

しんきんらいふ年金F

災害死亡給付金付個人年金保険

一時払型

〈ご契約例〉

- ご契約年齢／50歳（60歳年金開始）
- 一時払保険料／500万円
- 10年確定年金定額型または前厚型を選択

災害死亡給付金は死亡給付金×1.1

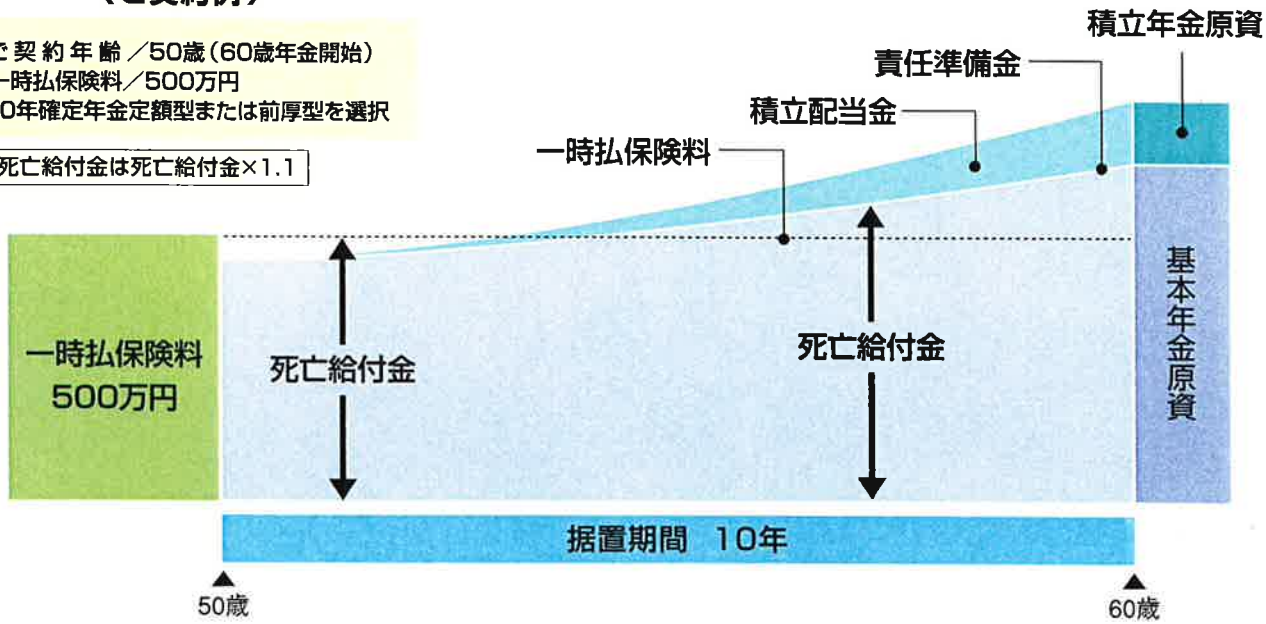

保険用語のご説明

- **確定年金**
  あらかじめ定められた年金支払期間だけ受け取れる年金の種類です。
- **基準年金年額**
  ご契約時に定めた基準となる年金額のことです。
- **基本年金額**
  定額型の場合は基準年金年額と同額です。前厚型の場合第1回から第5回までの基本年金額は基準年金年額と同額で、第6回以後の基本年金額は基準年金年額の50%相当額となります。
- **責任準備金**
  将来の年金などを支払うために、ご契約者から払い込まれる保険料のなかから積み立てられるものをいいます。
- **積立年金**
  年金開始前の積立配当金を原資とする年金です。
- **増加年金**
  年金開始後の配当金を原資とする年金です。
- **死亡給付金**
  年金開始日前に被保険者が死亡されたときにお支払いする金額です。ただし、災害死亡給付金が支払われる場合を除きます。
- **災害死亡給付金**
  年金開始日前に被保険者が不慮の事故や所定の感染症で死亡されたときにお支払いする金額です。
- **未払年金の現価**
  まだお支払いしていない将来の年金を支払うために現在必要な金額のことをいいます（将来の年金額を所定の利率で割り引いて計算します。）。

7つの特徴

1 老後の生活資金を計画的に準備できます。

加入時に定めた年金額または一括受取額を確実にお受け取りいただけるので、安全・確実な資産形成に適しています。

2 ライフスタイルに合わせてご加入できます。

加入年齢は0歳からです。また、年金開始年齢は1年単位で設定できますので、教育資金の準備も含めライフスタイルに合わせて確実に資金準備ができます。

3 年金の型は定額型と前厚型があります。

セカンドライフに合わせて、年金額が一定の定額型と、年金支払開始後5年間は手厚い年金を受け取ることができる前厚型の2タイプから選択できます。また、年金の受け取りに代えて、一括して受け取ることもできます。

4 配当金の楽しみがあります。

3利源の毎年配当タイプです。毎年の決算で剰余金が生じた場合には、ご契約後3年目から配当金を受け取ることができます。

5 万一のときは…

■年金開始日前に被保険者が万一死亡されたときは死亡給付金をお支払いします。
■年金開始日前に被保険者が不慮の事故や所定の感染症で死亡されたときは、死亡給付金の1.1倍の災害死亡給付金をお支払いします。

6 税制上のメリットがあります。

■生命保険料控除の対象となり、ご契約した年のみ生命保険料控除が受けられます。
■年金に代えて、一括して受け取る場合や契約後5年超でご解約した場合は一時所得の対象となり「特別控除」が受けられます（本書面3・10ページ参照）。

7 加入手続きが簡単。

ご職業を告知するだけですので、加入する際の手続きは簡単です。

のしくみとご契約例

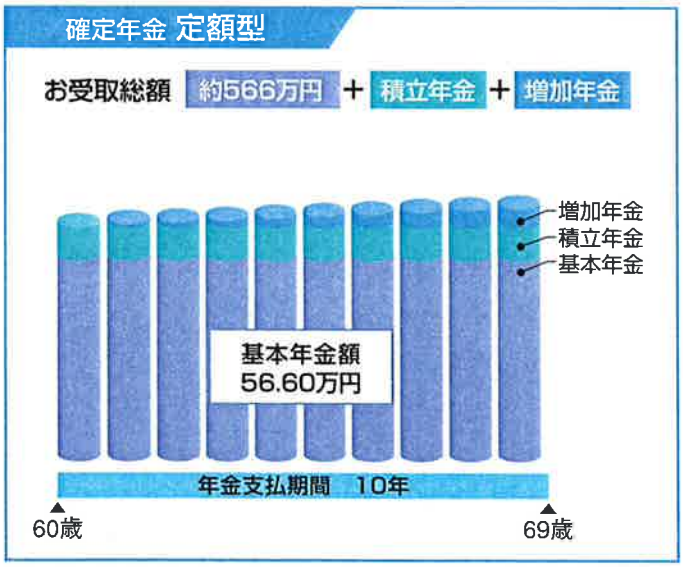

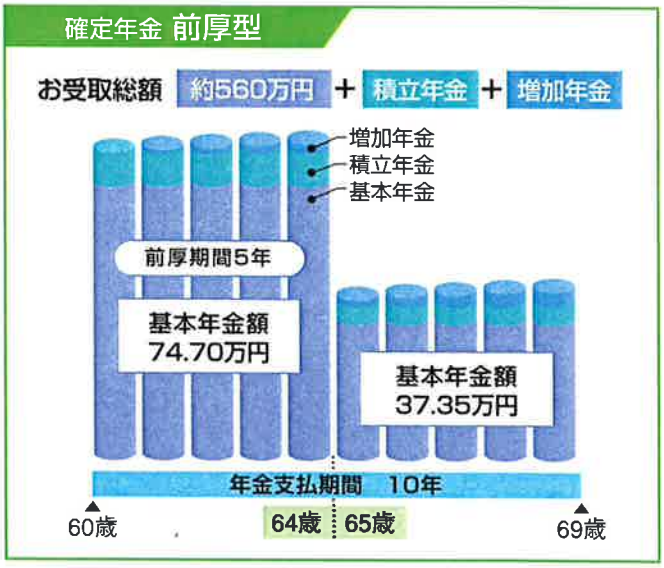

定額型は、年金支払期間が5年と10年の2種類お取り扱いしております。
年金の受け取りについて…毎年の年金は、契約応当日にお支払いします。
※年金開始時に、年金支払に代えて一括でお受け取りいただくこともできます（一括でのお受取額は年金でのお受取総額より少ない額となります）。

一括受取額　年金開始時 一括受取額 約539万円 ＋ 積立配当金による一括受取額

■参考：据置期間が異なる10年確定年金定額型にご加入の場合の一括受取額（一時払保険料100万円の場合）

据置期間	10年	15年	20年	30年	50年
一括受取額（円）	1,078,343	1,143,120	1,211,707	1,361,265	1,717,537

死亡給付金

年金開始日の前日までに被保険者が死亡した場合は死亡給付金をお支払いします。なお、不慮の事故や所定の感染症により死亡した場合は災害死亡給付金をお支払いします。

	お支払事由	お支払金額
死亡給付金	被保険者が死亡したとき（ただし、災害死亡給付金が支払われる場合を除きます）	責任準備金と一時払保険料のいずれか大きい方の金額
災害死亡給付金	被保険者が不慮の事故や所定の感染症で死亡したとき	死亡給付金の1.1倍の金額

※年金支払期間中に被保険者が死亡した場合には、未払年金の現価を一括でお支払いします。

しんきんらいふ年金F 一時払型の取扱条件

契約年齢範囲	0～80歳	
契約年齢	0～75歳	76～80歳
据置期間	10～50年	10年のみ
年金開始年齢	10～85歳	86～90歳
年金受取方法（支払期間・種類・型）	5年確定年金定額型 10年確定年金定額型 10年確定年金前厚型	5年確定年金定額型

最低保険料	50万円以上
最高保険料	制限なし（最高基準年金年額以内で取り扱います。）
最低基準年金年額	10万円（前厚型は20万円）
最高基準年金年額	3,000万円（当社の他の個人年金と通算して）
保険料の単位	1,000円
基準年金年額の単位	100円（100円未満切り捨て）

年金・払戻金・死亡給付金の税制上の取扱について

年金

●契約者が年金受取人の場合

年金で受け取る場合：雑所得として、所得税と住民税の課税対象となります。

一括して受け取る場合：一時所得※として、所得税と住民税の課税対象となります。

●契約者が年金受取人でない場合

年金支払開始時：年金の権利評価額に対して贈与税が課税されます。

毎年の年金受取時：雑所得として、所得税と住民税の課税対象となります。

払戻金

●契約後5年以内でご解約した場合

解約払戻金と払込保険料総額の差額（差益）は20%源泉分離課税となります。

●契約後5年超でご解約した場合

解約払戻金と払込保険料総額の差額（差益）は一時所得※となります。

※一時所得について

・契約者と受取人が同一の場合です。

・他の所得（給与所得、雑所得など）がある場合には合算して所得の合計額を算出することになります。

・課税対象額の計算方法は下記の通りです。

{（年金の一括受取額または解約払戻金 － 払込保険料総額）－ 特別控除額50万円} × ½

■死亡給付金

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税関係	課税対象額
A	A	相続人	相続税	死亡給付金 － （500万円 × 法定相続人数）
A	A	相続人以外	相続税	死亡給付金（非課税枠の適用なし）
A	B	A	所得税+住民税（一時所得）	{（死亡給付金 － 払込保険料総額） － 特別控除額50万円} × ½
A	B	C	贈与税	死亡給付金 － 基礎控除額110万円

一時所得の課税対象額の計算例

例）一時払保険料500万円、据置期間10年、10年確定年金定額型を選択した場合

{（一括受取額 － 払込保険料）－ 特別控除額} × ½ ＝ 一時所得の課税対象額

{（約539万円 － 500万円）－ 50万円} × ½

➡ 一括受取額から払込保険料を差し引いた差益が特別控除額50万円の範囲内のため非課税

※上記の計算例は積立配当金について考慮しておりません。

※契約者と受取人が同一の場合です。

※他の所得（給与所得や雑所得）と合算して所得の合計額を算出することになります。

生命保険金の相続税非課税枠の計算例

例）相続人が妻と子（2人）の計3人で、死亡給付金2,000万円を受け取った場合※

500万円 × 法定相続人数 ＝ 相続税非課税枠

500万円 × 3 ＝ 1,500万円（相続税非課税枠）

➡ 死亡給付金 2,000万円 － 相続税非課税枠 1,500万円 ＝ 500万円が相続税の課税対象となります

※契約者 ＝ 被保険者かつ死亡給付金受取人 ＝ 相続人のご契約

※記載の税務上のお取扱は平成19年9月現在の税制によるもので、今後変更となる可能性もあります。実際のお取扱につきましては、税理士または所轄の国税局・税務署にご確認ください。

基準年金年額表（男女共通）

保険料据置期間	加入対象年齢	基準年金年額（保険料建=P建）（万円） 保険料100万円につき 5年確定（定額型）	10年確定（定額型）	10年確定（前厚型）
10年	0～80歳	21.94	11.32 注	(14.94) 注
11年	0～74歳	22.20	11.46	(15.11)
12年	0～73歳	22.46	11.59	(15.29)
13年	0～72歳	22.72	11.73	(15.47)
14年	0～71歳	22.98	11.86	(15.65)
15年	0～70歳	23.25	12.00	(15.83)
16年	0～69歳	23.52	12.14	(16.02)
17年	0～68歳	23.80	12.28	(16.20)
18年	0～67歳	24.08	12.43	(16.39)
19年	0～66歳	24.36	12.57	(16.59)
20年	0～65歳	24.64	12.72	(16.78)
21年	0～64歳	24.93	12.87	(16.98)
22年	0～63歳	25.22	13.02	(17.17)
23年	0～62歳	25.52	13.17	(17.37)
24年	0～61歳	25.82	13.33	(17.58)
25年	0～60歳	26.12	13.48	(17.78)
26年	0～59歳	26.42	13.64	(17.99)
27年	0～58歳	26.73	13.80	(18.20)
28年	0～57歳	27.05	13.96	(18.41)
29年	0～56歳	27.36	14.12	(18.63)
30年	0～55歳	27.68	14.29	(18.85)

保険料据置期間	加入対象年齢	基準年金年額（保険料建=P建）（万円） 保険料100万円につき 5年確定（定額型）	10年確定（定額型）	10年確定（前厚型）
31年	0～54歳	28.01	14.46	(19.07)
32年	0～53歳	28.33	14.62	(19.29)
33年	0～52歳	28.66	14.80	(19.52)
34年	0～51歳	29.00	14.97	(19.75)
35年	0～50歳	29.34	15.14	(19.98)
36年	0～49歳	29.68	15.32	20.21
37年	0～48歳	30.03	15.50	20.45
38年	0～47歳	30.38	15.68	20.69
39年	0～46歳	30.74	15.86	20.93
40年	0～45歳	31.10	16.05	21.17
41年	0～44歳	31.46	16.24	21.42
42年	0～43歳	31.83	16.43	21.67
43年	0～42歳	32.20	16.62	21.92
44年	0～41歳	32.58	16.81	22.18
45年	0～40歳	32.96	17.01	22.44
46年	0～39歳	33.34	17.21	22.70
47年	0～38歳	33.73	17.41	22.97
48年	0～37歳	34.13	17.61	23.24
49年	0～36歳	34.53	17.82	23.51
50年	0～35歳	34.93	18.03	23.78

※保険料建（=P建）とは最初に払込保険料を定めて、それに基づき基準年金年額を算出することをいいます。
※この表は一定の保険料に対する基準年金年額を記載したもので、ご希望の保険料を基にこの表で基準年金年額を計算することができます。
（　）で表記した数値はそのままの金額では取扱条件範囲外となりますので、払込保険料を増やしてお申し込みいただく必要があります。
注…76歳～80歳については当受取方法のお取扱をしておりません（5年確定定額型のみとなります）。

解約払戻金例表（一時払保険料100万円の場合）

経過期間	解約払戻金（円）	経過期間	解約払戻金（円）	経過期間	解約払戻金（円）	経過期間	解約払戻金（円）	経過期間	解約払戻金（円）
1年	977,500	11年	1,092,500	21年	1,227,200	31年	1,378,500	41年	1,548,400
2年	987,600	12年	1,105,300	22年	1,241,500	32年	1,394,600	42年	1,566,500
3年	997,900	13年	1,118,200	23年	1,256,000	33年	1,410,900	43年	1,584,800
4年	1,008,300	14年	1,131,300	24年	1,270,700	34年	1,427,400	44年	1,603,400
5年	1,018,900	15年	1,144,500	25年	1,285,600	35年	1,444,100	45年	1,622,100
6年	1,030,800	16年	1,157,900	26年	1,300,600	36年	1,461,000	46年	1,641,100
7年	1,042,800	17年	1,171,400	27年	1,315,800	37年	1,478,100	47年	1,660,300
8年	1,055,000	18年	1,185,100	28年	1,331,200	38年	1,495,300	48年	1,679,700
9年	1,067,400	19年	1,199,000	29年	1,346,800	39年	1,512,800	49年	1,699,300
10年	1,079,900	20年	1,213,000	30年	1,362,500	40年	1,530,500	50年	1,717,537 注

年金受取方法	5年確定（定額型）	10年確定（定額型）	10年確定（前厚型）
係数	4.912	9.526	7.219

※ご契約を3年2ヵ月以内に解約された場合、解約払戻金はお払い込みいただいた保険料を下回ります。
※年金開始時一括受取額について：年金開始時の一括受取額は、年金年額に左記の所定の係数を乗じた金額となります（小数点以下切り捨て）。この場合、お支払に伴う諸経費を控除させていただいております。
注…10年確定年金定額型に加入した場合の年金開始時一括お受取額（基本年金部分）を表示しています。

契約締結前交付書面

ご契約前に必ずお読みください

●「契約締結前交付書面（「ご契約の概要・注意喚起情報」等）」は、ご契約のお申込に際しての重要な事項を「ご契約の概要」「注意喚起情報」および「その他特にご確認いただきたい事項」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

●この「契約締結前交付書面（「ご契約の概要・注意喚起情報」等）」を募集代理店の担当者から受領し、各記載事項について説明を受け、内容をご確認・ご了解いただきましたら、保険契約申込書の該当箇所に必ずご押印くださいますようお願いいたします。

◆ご契約の概要　5ページ

◆注意喚起情報　8ページ

◆その他特にご確認いただきたい事項　11ページ

ご契約の概要　～必ずお読みください～

●この「ご契約の概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただくようお願いいたします。

●「ご契約の概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しております。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり－定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1. 当社の名称、住所等

●名称　富国生命保険相互会社
●住所　〒100－0011　東京都千代田区内幸町2-2-2
TEL　0476－47－5100（お客さまセンター）
ホームページアドレス:http://www.fukoku-life.co.jp
※最寄りの支社の所在地等につきましては、上記ホームページまたは「ご契約のしおり―定款・約款」でご確認ください。

2. 商品のポイントとしくみ図

①この商品の正式名称は災害死亡給付金付個人年金保険です。

②この商品は、年金開始日以後一定の期間にわたって、あらかじめ定めた年金額を毎年お受け取りいただける個人年金保険です。

③年金開始日前に被保険者が死亡された場合は、所定の死亡給付金をお支払いします。また、不慮の事故や所定の感染症を原因として死亡された場合は、死亡給付金額の1.1倍の金額を災害死亡給付金としてお支払いします。

④年金の型は、年金額が一定の＜定額型＞と、年金開始後5年間の支払額を充実させた＜前厚型＞の2つから選択することができます。なお、年金の受取に代えて、一括して受け取ることもできます。

しくみ図

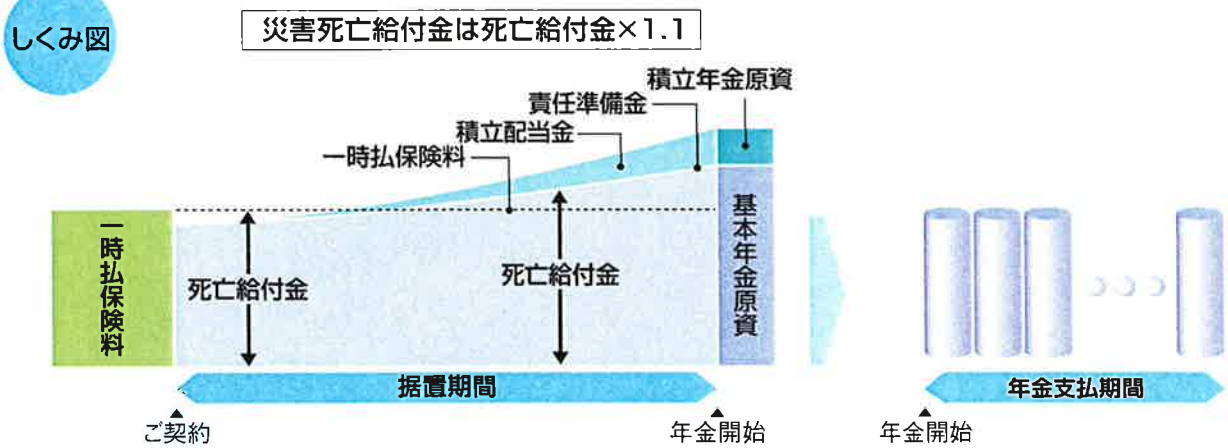

※この商品では、お払い込みいただく一時払保険料の額を最初に定め、それに基づいてご契約の基準年金年額を算出します。
本書面4ページに、一時払保険料100万円あたりの基準年金年額を例示しておりますのでご参照ください。

3. ご契約の取扱条件

①契約年齢範囲	0～80歳
②保険料	50万円以上
③基準年金年額	10万円（前厚型は20万円）～3,000万円
④保険料払込方法	一時払
⑤据置期間	10年～50年　※ご契約年齢が76～80歳の場合は10年のみ
⑥年金受取方法 （支払期間・種類・型）	5年確定年金定額型　10年確定年金定額型　10年確定年金前厚型 ※ご契約年齢が76歳～80歳の場合は5年確定年金定額型のみ

※この商品には付加できる特約はありません。

4. あらかじめ定めた年金支払期間中、年金をお支払いします

年金種類・型		年金開始年齢
①確定年金定額型 （5・10年）	・毎年の基本年金額は、基準年金年額と同額です。 ・年金支払期間中に被保険者が死亡された場合は、未払年金の現価（年金をお支払いするために積み立てられている金額）を一括してお支払いします。	10～85歳（5・10年） 86～90歳（5年）
②確定年金前厚型 （10年）	・第1回から第5回の基本年金額は基準年金年額と同額、第6回以後の基本年金額は基準年金年額の50％相当額となります。 ・年金支払期間中に被保険者が死亡された場合は、未払年金の現価（年金をお支払いするために積み立てられている金額）を一括してお支払いします。	10～85歳

※年金開始日の前日までに限り、年金の型や年金支払期間、年金開始日を変更できます。

5. 被保険者が年金開始日前に死亡された場合、死亡給付金または災害死亡給付金をお支払いします

死亡給付金	被保険者が年金開始日前に死亡されたとき（災害死亡給付金が支払われる場合を除く）は、責任準備金または一時払保険料のいずれか大きい額をお支払いします。
災害死亡給付金	被保険者が年金開始日前に次のいずれかを直接の原因として死亡されたときは、上記の死亡給付金額の1.1倍の金額をお支払いします。 ・責任開始期以後に発生した不慮の事故（その事故の日から180日以内の死亡に限る） ・責任開始期以後に発病した所定の感染症

※「不慮の事故」および「所定の感染症」については、「ご契約のしおり－定款・約款」をご参照ください。

6. ご契約後3年目から毎年配当金が支払われるタイプです

①配当金は毎年の決算により生じた剰余金から契約者に公平に分配され、通常ご契約後3年目からお支払いします。

②配当金は、例えば実際の運用利回りがご契約者に保証した利回りを上回る場合にその差益をご契約者に還元するものです。配当金額は変動（増減）し、決算状況によっては0となる年度もあります。

③この配当金に利息（配当預り利率により計算）をつけて積み立てたものが積立配当金ですが、配当預り利率も経済情勢等により変動します。

④配当金のお支払方法は次のとおりです。

・年金開始日までの配当金は、利息をつけて積み立て、年金開始日に積立年金の一時払保険料に充当します。

・年金開始後の配当金は、契約応当日に増加年金の一時払保険料に充当します。

7. 解約払戻金は一時払保険料を下回ることがあります

①契約者は、年金開始日前に限り、ご契約を解約して払戻金を受け取ることができます。年金開始日以後は、解約のお取扱はできませんが、年金受取人は、年金の受取に代えて将来の未払年金の現価を一括して受け取ることができます。

②お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は死亡給付金等のお支払やご契約の締結・維持に必要な経費に充てられます。したがって、解約時の払戻金は、ご契約時からの経過年数によっては一時払保険料よりも少ない金額となる場合があります。本書面4ページに、一時払保険料100万円あたりの解約払戻金額を例示しておりますのでご参照ください。

注意喚起情報　～必ずお読みください～

●この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただくようお願いいたします。

●この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり－定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。
※「注意喚起情報」中の「当社」は「富国生命保険相互会社」を指します。

1. 8日以内であれば、ご契約のお申込を撤回（クーリング・オフ）することができます

お申込の撤回またはご契約の解除（以下、「お申込の撤回等」といいます）について記載した書面（当資料）を交付された日とご契約のお申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込の撤回等をすることができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。

<<お申込の撤回等（クーリング・オフ）のお申出方法>>

●お申込の撤回等は、郵便により上記の期間内（8日以内の消印有効）に当社の本社あてお申し出ください。

●郵便（はがき、手紙）にはお申込の撤回等をする旨明記し、申込者または契約者（以下「申込者等」といいます）の氏名・住所をご記入のうえ、申込書と同一印を押してください。

<<次のような場合には、お申込の撤回等（クーリング・オフ）のお取扱ができません>>

①申込者等が、当社の営業所、支社、本社または当社委託先募集代理店の本店、支店等事務所（以下「営業所等」といいます。）において保険契約のお申込をされた場合。ただし、申込者等が営業所等に対し、事前に日を通知した上で訪問され、かつ、その事前通知または訪問の際に、訪問の目的が保険契約のお申込であることを明らかにされて、営業所等で当該保険契約のお申込をされた場合に限ります。

②申込者等が、自ら指定された場所（営業所等および申込者等のご自宅を除きます。）において保険契約のお申込をされた場合。なお、営業所等を指定された場合でも、上記①に該当するときはお申込の撤回等のお取扱ができないことにご注意ください。

③既契約の内容変更の場合

2. ご職業などについてありのままを告知してください（告知義務）

①契約者や被保険者には、ご契約に際して、被保険者のご職業等に関し申込書上で告知を求めた事項について、事実をありのままに正確にお知らせいただく義務があります。

②告知受領権は生命保険会社が有しています。当社の募集代理店の担当者（生命保険募集人）には告知受領権がありませんので、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

③告知の内容によってはご契約をお断りすることもあります。

<<後日、ご契約内容などの確認をさせていただくことがあります>>

④当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または死亡給付金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

<<告知の内容が事実と相違していた場合にはご契約を解除することがあります（告知義務違反）>>

⑤当社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活の際の責任開始日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

－責任開始日から2年を経過していても、死亡給付金等の支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

－ご契約を解除した場合には、たとえ死亡給付金等をお支払いする事由が発生していても、そのお支払はできません。

⑥上記の場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「詐欺による無効」を理由として、死亡給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、責任開始日からの年数は問いません。

⑦現在のご契約の解約・減額を前提として新たな保険契約をお申込の場合、その新たな保険契約につきましても、一般の契約と同様に告知義務があります。したがって、告知の内容によっては新たな保険契約のお引受ができなかったり、告知の内容が事実と相違していたことにより新たな保険契約が解除・無効となることもありますので、ご注意ください。

3. 告知と一時払保険料のお払込が完了した時から、保険契約上の責任を開始します

①お申し込みいただいた保険契約を当社が承諾した場合には、お振り込みいただいた一時払保険料相当額が当社の指定する金融機関の口座へ着金した時（被保険者に関する告知の前に着金した場合には、告知の時）から、当社は保険契約上の責任を負います。

②募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、お客さまと当社との保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4. 死亡給付金等をお支払いできない場合があります

●次のような場合には、災害死亡給付金や死亡給付金をお支払いできないことがあります。

①責任開始期前の不慮の事故を原因とする場合

②告知していただいた内容が事実と相違していたために、ご契約が告知義務違反により解除となった場合または詐欺により無効となった場合

③死亡給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合

④ご契約が失効した場合

⑤保険契約について詐欺の行為があった場合や、死亡給付金等の不法取得目的があってご契約が無効になった場合

⑥災害死亡給付金・死亡給付金の免責事由（注）に該当した場合

（注）責任開始日から2年以内における被保険者の自殺、受取人の故意または重大な過失による支払事由該当など

5. 契約者貸付制度をご利用の場合、ご契約が失効することがあります

契約者貸付制度を利用された場合、貸付金のご返済がないと、貸付元利金が払戻金額を超過しご契約が失効することがあります。

6. いったん失効したご契約でも、当社の承諾を得て復活することができます

①いったん失効したご契約でも、失効後3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。この場合、告知と当社所定の金額のお払込が必要となります。

②ご契約の復活を当社が承諾した場合には、告知と当社所定の金額のお払込がともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。

7. 解約払戻金は一時払保険料を下回ることがあります

本書面7ページのご契約の概要「7.解約払戻金は一時払保険料を下回ることがあります」の項をご確認ください。

8. ご契約時の年金額等が削減されることがあります

①保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した年金額・給付金額等が削減されることがあります。

②当社は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の年金額・給付金額等が削減されることがあります。

9. 当社は「相互会社」です

①保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は相互会社です。相互会社は保険業法で認められた保険会社独自の形態で、剰余金の分配のない保険契約（無配当保険）を除き、契約者が保険契約の当事者になると同時に、「社員」（構成員）として会社の運営に参加するというものです。

②当社は、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員の権利（社員権）には、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利などがあります。

10. 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込を検討されている方へ

①現在のご契約の解約・減額による払戻金は、多くの場合、お払い込みいただいた保険料の総額よりも少ない金額になります。
②ご契約後所定年数を経過したご契約に対する配当の権利等を失う場合があります。
③保険料計算に用いる予定利率・予定死亡率等は、解約・減額されるご契約と新たな保険契約とで異なることがあります。

11. 租税に関する概要

①お払込になった保険料は、一般の生命保険料として、所得控除の対象となる税法上の特典（生命保険料控除）があります。ただし、この保険の保険料の払込方法は一時払に限定されておりますので、一時払保険料を支払った当該年のみ控除が適用されます。
②ご契約から5年以内に解約された場合には、解約差益に対し、一律20%の源泉分離課税が適用されます。5年を超えて解約した場合には、所得税（一時所得）が適用されます。
③死亡給付金お受取時の課税については、契約者・被保険者・受取人の関係によって、相続税、所得税（一時所得）、贈与税が適用されます。
④年金お受取時の課税については、年金受取人が契約者と同一人か別人かによって所得税（雑所得）、贈与税が適用されます。
⑤詳しくは、「ご契約のしおり一定款・約款」（生命保険と税金）をご覧ください。また、上記の税務に係る説明は平成19年9月現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、個別の取扱については、税理士または所轄の国税局・税務署にご確認ください。

12. この商品は生命保険です。生命保険に関する相談等の窓口は次のとおりです

生命保険のお手続やご契約に関する苦情・ご相談につきましては、
当社最寄りの支社または「富国生命お客さまセンター」へご連絡ください。

富国生命 お客さまセンター	TEL 0476-47-5100 受付時間 9:00～17:00 ※土、日、祝日、12/30～1/3を除く ※当社最寄りの支社の連絡先につきましては、「ご契約のしおり一定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

（社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページアドレス:http://www.seiho.or.jp/）
また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、生命保険相談所内に設置された裁定審査会が、苦情・紛争処理のための公正な機関として、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

13. 死亡給付金等のご請求に際して次のことにご注意ください

①死亡給付金等のお支払事由が生じた場合には、最寄りの支社またはお客さまセンターまでご連絡ください。
②ご加入の契約内容によっては複数の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
③お支払事由やご請求の手続、死亡給付金等をお支払いする場合・お支払いできない場合等については、ご契約時にお渡しする「ご契約のしおり一定款・約款」またはホームページでご確認いただけます。
④当社からのお手続に関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

その他特にご確認いただきたい事項

注意喚起情報に加えて、以下の各項目につきましても必ず内容をご確認ください

1. 個人情報を次の目的のために利用いたします

当社は、保険契約のお申込や各種ご請求に伴って取得したお客さまの個人情報を下記の目的のために利用いたします。
①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払
②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
④その他保険に関連・付随する業務

2.「支払査定時照会制度」について

①当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除もしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
②保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、（1）被保険者の氏名、生年月日、性別、住所　（2）保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（照会を受けた日から5年以内）　（3）保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、社団法人生命保険協会を通じて、照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがあります。

3. 年金額の減額をすることができます

①契約者は、年金開始日前に限り、ご契約の基準年金額を減額することができます。ただし、減額後の基準年金年額が当社所定の金額未満となる減額はお取り扱いできません。
②基準年金年額を減額したときは、減額分を解約したものとして取り扱います。

◆ 年齢の計算について

①被保険者の契約日における契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
②ご契約後の被保険者の年齢は、毎年の契約応当日ごとに契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。

◆募集代理店（信用金庫）からのお知らせ

①しんきんらいふ年金Fは、富国生命保険相互会社を引受保険会社とする個人年金保険契約であり、預金とは異なり、元本の保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。
②しんきんらいふ年金Fへのご加入の可否が、募集代理店とお客さまとの他の取引に影響を与えることはありません。

◆ご契約の際には、本書面とともに「ご契約のしおり－定款・約款」をご確認ください

「ご契約のしおり－定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり－定款・約款」記載事項の例

- お申込の撤回（クーリング・オフ）について
- 職業等の告知義務について
- 給付金等をお支払いできない場合について
- 配当金について
- 解約と払戻金について
- 契約内容の変更等について

生命保険募集人について	生命保険募集人は、お客さまと当社（富国生命保険相互会社）の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客さまからのお申込に対して当社が承諾したとき有効に成立します。

●担当者／代理店である生命保険募集人の権限等に関する照会先　左記の確認をご要望の場合には、最寄りの支社または下記照会先までご連絡ください。

富国生命保険相互会社 市場開発部
TEL：03（3593）7429　FAX：03（3593）8893
お問い合わせ時間：月～金　9:00～17:00（土日祝日等当社休業日を除く）

引受保険会社

富国生命保険相互会社
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2
TEL 03（3508）1101（大代表）
フコク生命のホームページ
http://www.fukoku-life.co.jp

募集代理店

㊞ H-19-16（H19.10.2）

このパンフレットは地球の環境にやさしい再生紙を使用しています。